

第79回沖縄振興開発金融公庫運営協議会配布資料

# 平成20年度沖縄振興開発金融公庫 概算要求について

平成19年11月

内閣府  
沖縄振興局  
参事官(調査金融担当)

# 概算要求の基本的な考え方

- \* 公庫は設立以来、沖縄振興策を金融面から強力に推進  
公庫資金と財政支出は《車の両輪》
- \* 『沖縄振興計画(平成14～23年度)』では、「民間主導の自立型経済の構築」を提唱  
公庫の民間投資支援機能は従来にも増して重要
- \* 沖縄における政策金融の一元的・総合的な実施機関として、引き続き幅広い分野に資金を安定供給する必要性

政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、沖縄の特殊性に鑑み  
“メリハリ”のある概算要求とする

# 事業計画のポイント

## 産業開発資金

インフラ整備や地域プロジェクト等政策性の高い資金ニーズに適切に対応

\* 20年度要求額 470億円【前年度比 10億円、 2.1%】

## 中小企業等資金

小規模企業等への融資を通じ沖縄経済の自立化支援を推進

\* 20年度要求額 580億円【前年度比 30億円、 4.9%】

## 住宅資金

証券化ローンへのシフト等も考慮しつつ、住生活の質的向上を支援

\* 20年度要求額 150億円【前年度比 50億円、 25.0%】

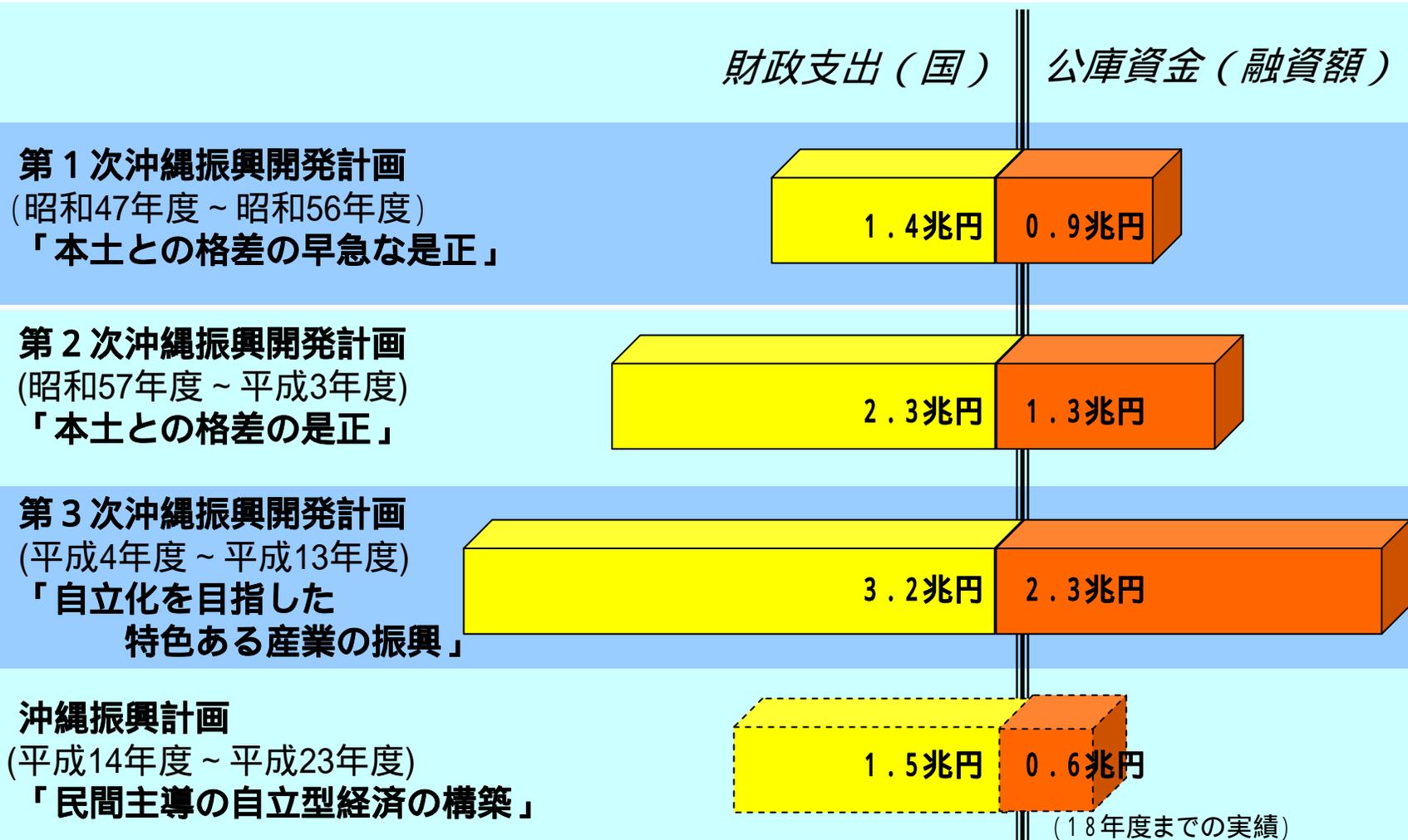
## 農林漁業・医療・生活衛生資金

各々の分野での資金需要に政策的に対応【前年度同額を要求】

\* 20年度要求額 農林漁業50億円、医療40億円、生活衛生40億円

【参考1】

# 沖縄振興(開発)計画による地域振興 ～ 財政支出・公庫資金が車の両輪～



## 行政改革の重要方針

(平成17年12月24日閣議決定) 抄

### 1 政策金融改革

#### (2) 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、

(イ) 政策金融から撤退するもの

(ロ) 政策金融として必要であり残すもの

(ハ) 当面必要だが将来的には撤退するものに分類する。

#### ク 沖縄振興開発金融公庫分野

本土公庫等見合いの機能は、本土と同様の扱いとし、撤退又は残す。(イ)(ロ)

沖縄独自制度、特利制度は、歴史的・地理的特殊性等にかんがみ、残す。(ロ)

#### (3) 新組織の在り方

##### イ 政策金融として残す機能に係る組織

一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。

(ア) 国民生活金融公庫(教育貸付は縮減)

(イ) 中小企業金融公庫(一般貸付を除く)

(ウ) 農林漁業金融公庫

(大企業向け等の食品産業貸付を除く)

(エ) 沖縄振興開発金融公庫

(本土公庫見合いで廃止する貸付を除く)

(オ) 国際協力銀行(貿易投資金融を除く)

沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律【平成18年5月26日成立】  
(平成18年法律第47号) 抄

(沖縄振興開発金融公庫の在り方)

第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

○ 政策金融改革に係る制度設計 抄  
平成18年6月27日  
政策金融改革推進本部決定  
行政改革推進本部決定

沖縄振興開発金融公庫の業務については、平成20年度において本土公庫見合いの業務について、沖縄独自制度、特利制度を除き、本土と同様の扱いとする。同公庫は、現行「沖縄振興計画」の最終年次である平成23年度までは公庫として残し、それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、新政策金融機関に統合する。